

議案第 3 号

東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 2 号中「9, 0 0 0 円」を「1 1, 5 0 0 円」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、同条第 2 項中「、3 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 0、6 月及び 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「3 箇月以内（基準日が 1 2 月 1 日であるときは、6 箇月以内）」を「6 箇月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

第 1 7 条第 3 項中「「1 0 0 分の 2 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 0」と、「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 5」」を「「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（東久留米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 東久留米市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東久留米市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項中「3 箇月以内（基準日が 1 2 月 1 日であるときは、6 箇月以内）」を「6 箇月以内」に改める。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定する必要がある。